



月刊 千葉労働

国鉄千葉動力車労働組合

〒260 千葉市中央区要町2番8号(動力車会館)
電話 { (鉄電) 千葉 2935・2936 番
(公) 043 (222) 7207 番

93.4.2 No. 3770

がんばめいな千葉支社に 戦術拡大! 4ヶ月貫徹しよう

『三六協定』闘争に総決起しよう 四月一日以降、三六協定は締結されて いません

動労千葉は、JR東日本との三六協定について、一九九二年一月一日の期限切れにあたって、「提案内容を一切変えない」とする会社のかたくなな対応に対し、協定締結を拒否して闘いました。しかし、職場の実態から、通年三六協定を拒否することは困難であると判断し、締結拒否闘争は一ヶ月で集約しました。

この協定は、会社側の「締結を年度毎の一年協定にしたい」という考え方により「六ヶ月協定」となっており、一九九三年四月一日に、再度「一年協定」を締結するかどうかの判断が迫られています。

動労総連合は、三月一日、三六協定については、従来の「動労千葉・千葉支社」間での協定ではなく、「本部・本社」協定とするという会社との確認に基づき、別紙I(裏面)の内容により四月一日以降の三六協定を締結するよう求めた「動労総連合申第一〇号」を发出了しました。

これに対し、会社は、三月九日、「申第一〇号」に対する回答も含めて」として、「労働基準法第

三六条に基づく時間外及び公休日の労働に関する協定(案)I(別紙II)を提案してきました。

この会社提案は、基本的に、現行協定と同じ内容です。

組合要求(申第三六号)と会社提案との主な対立点は次の通りです。

- 第一に、時間外労働および休日出勤は、本人の意思を尊重すること(第4条の2)
- 第二に、(やむをえない事由で特に必要がある時は)労使でその都度協議する(第2条の(8))
- 第三に、締結期間を「一年」ではなく「一ヶ月」とすること(第5条)

労働条件改善の基礎となる闘い

動労千葉は、この団体交渉の経

過をうけ、三月一六日、第四回支部代表者会議を開催し、九三春闘第二波、第三波ストを闘う方針を確認するとともに、三六協定について原則的に闘う方針を確認しました。

団交は対立のまま推移し、三六協定は、四月一日以降、無締結状態となっています。

動労総連合が発行した「職場討議資料」でも明らかにされているように、「三六協定の長期安定的締結」とは、大幅な要員合理化で年休もとれない職場の状況を固定化しようという攻撃です。

この一方的な三六協定おしつけに対する闘いは、あらゆる労働条件改善の基礎となる闘いです。

職場討議を深め、最大限の闘いを展開しよう。

九三春闘勝利、強制配転者の原職復帰、運転保安確立を!